

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

平成29年度以降の府立高校入学者選抜における調査書の評定について

標記について、別紙のとおり決定する。

平成27年11月27日

大阪府教育委員会

## 平成 29 年度以降の府立高校入学者選抜における調査書の評定について（案）

府教育委員会は、調査書の評定の公平性の担保のため、平成 28 年度選抜において「全国学力・学習状況調査」を活用する府内統ルールを策定した。

平成 29 年度以降の選抜においても、入学者選抜制度の安定性、継続性の観点から、制度は大きく変更しないこととし、「全国学力・学習状況調査」に替えて、中学 3 年生を対象に実施する独自の府内統一テスト（以下「中 3 チャレンジテスト」という。）の結果を活用する。

## 1 平成 29 年度以降の選抜における府内統ルールの概要

- (1) 中学 3 年生の「府全体の評定平均」を、中学 2 年生時のチャレンジテストによる検証を経て決定する。

(参考)  
中学 2 年生時のチャレンジテストの検証で得られた府全体の「評定分布」(実績)

府全体の評定平均 = 3.\*\*\*

※「府全体の評定平均」

$$= 5 \times 0. \bullet \bullet + 4 \times 0. \triangle \triangle + 3 \times 0. \square \square + 2 \times 0. \diamond \diamond + 1 \times 0. \circ \circ$$

5	●●%
4	△△%
3	□□%
2	◇◇%
1	◎◎%

- (2) 各中学校は、「府全体の評定平均」と中 3 チャレンジテストの結果を活用した「評定平均の範囲」内で評定を確定する。

- 中 3 チャレンジテストにおける各中学校の平均得点と府の平均得点との比（対府比）を「府全体の評定平均」に乗じて得られる数値を当該校の「評定平均の目安」とする。
- 各中学校が調査書の評定を確定するにあたっては、「府全体の評定平均」や「評定平均の目安」の設定の時期や内容、また、設定後の生徒の学力状況の変化等を勘案し、「評定平均の目安」±0.30 の「評定平均の範囲」内で行うものとする。
- 市町村教育委員会は、所管する中学校の評定の妥当性・信頼性の向上に向け、指導を行う。

(例)「府全体の評定平均」が 3.22 であった場合

	X中学校	Y中学校	府全体
中3チャレンジテストの平均得点	57.0 点	63.0 点	60.0 点
中3チャレンジテストの対府比[A]	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安[B] (「府全体の評定平均」×[A])	3.06	3.38	3.22
評定平均の範囲 ([B]-0.30~[B]+0.30)	2.76~3.36	3.08~3.68	—

- (3) 中 3 チャレンジテストを当日実施できなかった学校の「評定平均の範囲」は、客観的なデータをもとに、府教育委員会と市町村教育委員会との協議を経て決定する。

## 2 中 3 チャレンジテストの実施概要

実施時期	6月下旬頃の1日
出題範囲	中学校2年生までの指導事項を基本に、可能な範囲で中学校3年生の指導事項を含める
実施教科	国語、社会、数学、理科、英語の5教科